

ブランドにしよう地域食品



「地域団体商標制度」と地域食品ブランド表示基準制度「本場の本物」

地域団体商標制度により地域ブランドを適切に保護することで、事業者の信用を維持し
産業競争力の強化を促進するだけでなく、地域経済の活性化を支援します。
また地域食品ブランドの価値を維持するための制度「本場の本物」と併せて紹介します。

- I 商標権も知的財産のひとつ P1・2
- II 地域ブランドを保護する地域団体商標 P3・4
- III 地域食品ブランドの価値を維持する「本場の本物」 P5・6

〔財〕食品産業センター認定



厳選原料・伝統の味
www.honbamon.jp

地域の特色ある資源や製造方法等による地域食品をブランド化することは、地域経済を活性化させる手段のひとつと考えられます。

一方で、ブランド化された地域食品の商標権を、知的財産として保護する「地域団体商標制度」が平成18年に創設され、また、地域食品の品質管理、消費者からの信用確保等を主な目的とした「地域食品ブランド表示基準制度「本場の本物」」の認証が平成17年度から展開されています。

地域経済を活性化の一助とするため、これらの制度を活用して地域食品を守り、さらなる発展を目指しましょう！

■ 知的財産権の種類とあらまし

知的財産とは何か

「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいいます。

知的財産権の種類

知的財産権制度とは、知的創造活動によって生み出されたものを、創作した人の財産として保護するための制度です。

知的財産権には、特許権や著作権などの創作意欲の促進を目的とした「知的創造物についての権利」と、商標権や商号などの信用の維持を目的とした「営業標識についての権利」に大別されます。



■ 「商標」とは？

「商標」とは、簡単に言えば商品やサービスにつけられている名前やマークのことで、商品ならびにサービスを提供する事業者の信用を表わしているものであり、購入する側にとっては商品やサービスを識別するための標識として使われています。

「商標」を商品やサービスに継続して使えば、商品についているマークやブランド名に独自のイメージが生まれ、「ブランドマークがついただけで」商品やサービスの価値をあらわす指標となります。

この「商標」のイメージが類似の他の商品やサービスのものよりも優れていれば、この商標を利用して商品やサービスにおける差別化が可能となります。

■ 商標の機能

「商標」の機能には、主に出所表示、品質保証、広告・宣伝があります。これらの機能が十分に果たされることは、商品やサービスの購買者にとっては大変重要なことで、「商標」を記憶していれば、それを手がかりとして安心して同一の商品を購入し、また、サービスの提供を受けることができます。

- 商品またはサービスの出所を表示する(出所表示機能)
- 商品の品質またはサービスの質を保証する(品質保証機能)
- 商品又はサービスを広告する(広告機能)

■ 商標の種類

「商標」を大別すると、文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標があります。

例				
文字商標	図形商標	記号商標	立体商標	結合商標
				
カップヌードル	キューピー	キッコーマン	不二家	山崎製パン



■ 制度の目的

地域ブランドをより適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的としています。

近年、地域の事業者が協力して、事業者間で統一したブランドを用いて、当該地域と何らかの（自然的、歴史的、風土的、文化的、社会的等）関連性を有する特定の商品の生産又はサービスの提供を行う仕組み（地域ブランド化）が全国的に盛んになっており、こうした取組みを支援する地方公共団体等の動きも活発化するなど、地域ブランドに対する期待が急速に高まっています。

このような地域ブランド化に向けた取組みは、一定の地域において、特定の商品の生産又は役務に携わる人々が協力し、これらの商品について、地域の名称を付した共通のブランド（地域ブランド）を用いて生産を行うものであり、地域ごとの独自の創意工夫をもとに需要者の認知を高め、商品の内容の高度化と差別化を図り、付加価値を高めていこうとするものです。

地域ブランドを商品に付すことは、それら商品の付加価値の源がその地域性にあることや、その地域産の商品が他の地域産の商品と差別化が図られたものであることをより効果的に需要者に発信しようとするものです。このような地域ブランド化に向けた取組みは、商品の付加価値向上を通じて地域産業の競争力の強化につながるだけでなく、地域イメージのブランド化を通じて、更に地域ブランドの価値を上げるといった好循環を生み出し、地域外の資金・人材を呼び込むことにもなり、地域経済の持続的な活性化につながるものです。

■ 制度の概要

地域の名称及び商品又は役務の名称等からなる商標（地名入り商標）が、事業協同組合や農業協同組合等によって、地域との密接な関連性を有する商品に使用されたことにより、一定程度の範囲で周知となった場合には、地域団体商標として登録することが認められます。

なお、地域団体商標の出願前から同一の地名入り商標を使用している第三者は、自己のためであれば当該商標を引き続き使用することができます。

地域団体商標が登録された後に、周知性や地域との関連性が失われた場合に無効審判の対象となり、また、商品の品質の誤認を生じさせるような不適切な方法で登録商標を使用した場合に取り消し審判の対象となります。

■ 地域団体商標の登録要件

① 出願人が主体要件を満たしていること

出願人は、出願に際して、自己が登録要件を満たす法人であることを証明する書面（登記事項証明書等）を特許庁長官に提出しなければなりません。

【出願人が備えるべき主体要件】(すべて満たしている必要が有ります。)

ア 法人であること

イ 事業協同組合など特別法により設立された組合であること

登録を受けることができる法人:

事業協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、酒造組合、

商店街振興組合、水産加工業協同組合、酒販組合、商工組合、等

ウ 組合の設立根拠法において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の規定が定められていること

②構成員に使用をさせる商標であること

③商標が使用された結果、周知となっていること

商標が使用の実績により出願人である団体又はその構成員の業務にかかる商品若しくは役務を表示するものとして周知となっている場合に登録が認められます。

④商標が地域の名称及び商品又は役務の名称等からなること

例 ○○ハム、○○うどん ○○焼、○○織 ○○産アジの干物、本場○○織

⑤商標中の地域が商品(役務)と密接な関係を有していること

ア 商品の産地である場合

イ 役務の提供の場所である場合

ウ 商品の主要な原材料の産地である場合

エ 製法がその地域に由来している場合 等

⑥その他の要件

地域団体商標の固有の登録要件の他に、通常商標や団体商標について要求される一般的な登録要件も満たす必要があります。

ア 普通名称化していないこと

イ その商品について慣用されていないこと

ウ 他に周知となっている同一・類似商標がないこと

エ 商品(役務)の品質の誤認を生じるおそれのないこと 等

【参考】登録された地域団体商標

特許庁のホームページで公開しています。>><http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>

■ 地域食品表示ブランドを維持するために

地域の名称を付した共通のブランド(地域ブランド)について一定の要件を満たせば、地域団体商標としてその商標の保護が法的に確保される地域団体商標制度は、地域食品企業にとってその活性化を図るための強い手段を得たといえます。

しかし、対象商品の品質管理、信用確保については、法により強制あるいは認定されるものではないので、関係する団体や企業の自主的な取り組みが必要です。

このため、ブランド化が図られている地域食品について、さらに商品の品質管理、消費者の信用確保等ブランドの確立に役立つよう「地域食品ブランド表示基準制度」が設けられています。

■ 地域食品ブランド表示基準制度「本場の本物」

日本には地域の特色ある資源や気候・風土を活かし、特色ある原材料、特別な生産や製造方法に裏打ちされた伝統食品が数多く存在しています。

地域の団体が、産地等に由来する特性に基づいてブランド化が図られている地域食品について、自主的な取り組みとして本制度による地域食品ブランド表示基準(地域食品の名称、地域の範囲、原材料や製法等の特徴、品質・衛生管理基準、生産者団体・製造企業、業界取りまとめ団体、識別マークの貼付と管理の基準)を策定します。

各々の団体が策定した「地域食品ブランド表示基準」は、(財)食品産業センターが有識者等で構成される「地域食品ブランド表示基準策定・審査委員会」で審査を行います。

これにより、地域の食品企業がブランドの形成、維持・向上への投資を行うための環境整備を図ることができます。あわせて事業者の取り決めによる不適正な表示の使用の排除を通じて消費者保護を図ることもできます。また、その地域食品ブランド表示基準に適合する地域食品には「識別マーク」(「本場の本物」ロゴマーク)を表示することができます。

現在の認定品目

「本場の本物」は現在、9品目が認定されています。

品名	管理団体
沖縄黒糖	沖縄県黒砂糖協同組合
鹿児島県壺造り黒酢	鹿児島県天然つぼづくり米酢協議会
小豆島佃煮	小豆島調理食品工業協同組合
足柄茶	神奈川県茶業振興協議会
草加せんべい	草加せんべい振興協議会
奥久慈凍みこんにゃく	茨城県大子蒟蒻原料加工協同組合
小豆島桶仕込醤油	小豆島醤油協同組合
大豊の碁石茶	大豊町碁石茶生産組合
船橋三番瀬海苔	船橋市漁業協同組合

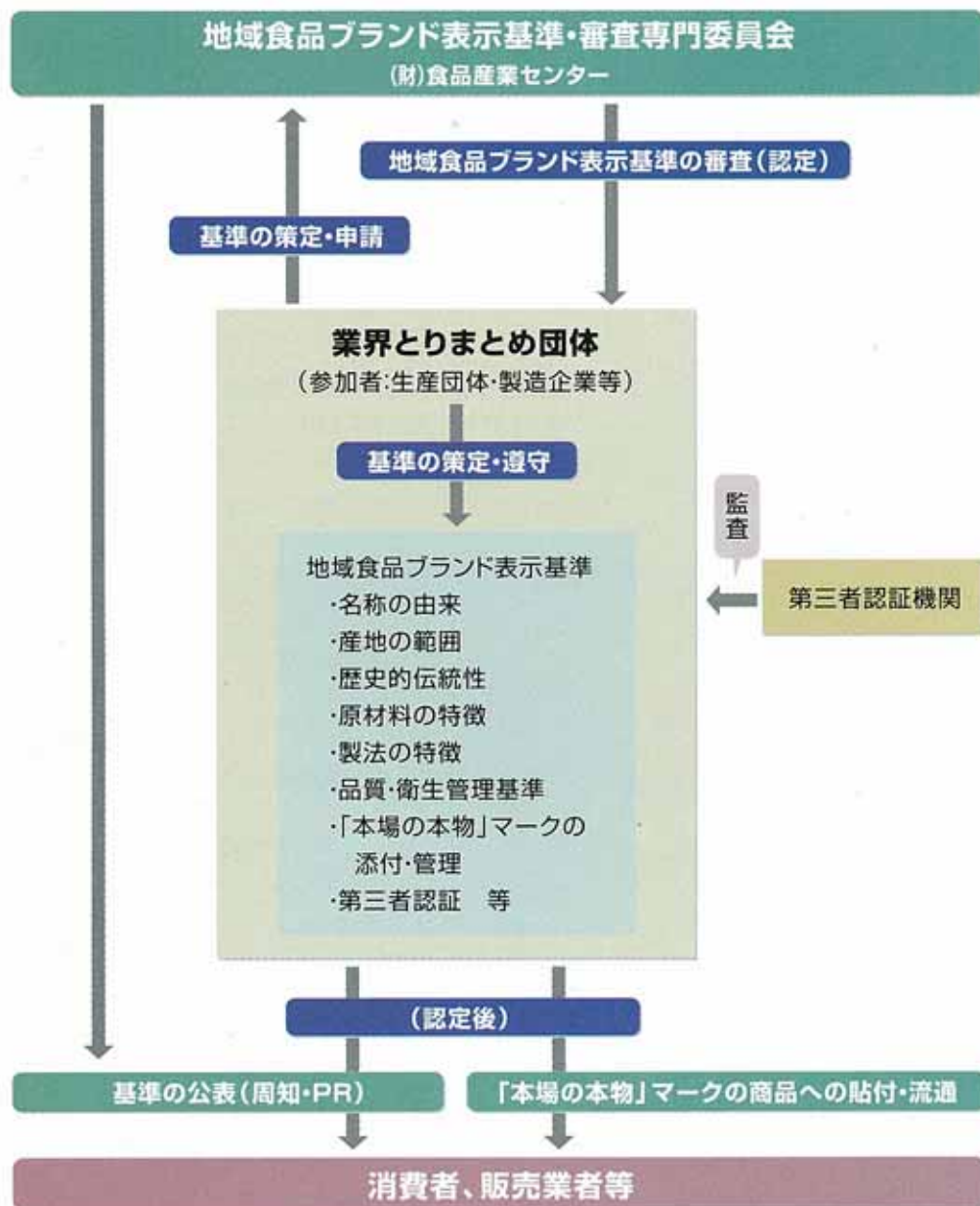
(財)食品産業センター認定



厳選原料・伝統の味
www.honbamon.jp

「本場の本物」ロゴマーク

■ 地域食品ブランド「本場の本物」表示基準認定までの流れ



お問い合わせ先

(財)食品産業センター 普及・食育推進部
〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13
TEL 03-3224-2392 FAX 03-3224-2397
<http://www.shokusan.or.jp>

■ 相談窓口等

地域

団体商標権制度や商標権を登録しようとする際に疑問等が生じた場合には、特許庁審査業務部、各地方経済産業局特許室、都道府県知的所有権センター等の公的機関や、身近に事務所を持つ弁理士にご相談ください。

また、地域商品ブランドについては、各地方農政局生産経営流通部食品課にご相談ください。

■ 地域団体商標制度についてのお問い合わせ

特許庁 <http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>

〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3

TEL 03-3581-1101

総務部 総務課 制度改正審議室(法改正に関すること)

審査業務部 商標課 商標審査基準室(審査・基準に関すること)

[制度の概要・手続き方法・必要な料金等については、特許庁ホームページの「クイックガイド」から「商標に関しては」をご覧ください。]

北海道経済産業局特許室

〒060-0807 札幌市北区北7条西2丁目 北ビル7階

TEL 011-747-8252 FAX 011-746-7359

東北経済産業局特許室

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-4-18 太陽生命仙台ビル7階

TEL 022-233-9730 FAX 022-262-5906

関東経済産業局特許室

〒330-9715 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館

TEL 048-600-0319 FAX 048-601-1303

中部経済産業局特許室

〒460-0008 名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビルB2階

TEL 052-223-6604 FAX 052-223-6524

近畿経済産業局特許室

〒543-0061 大阪市天王寺区伝人町2-7 関西特許情報センター1階

TEL 06-6772-5004 FAX 06-6772-5034

中国経済産業局特許室

〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎3号館1階

TEL 082-224-5625 FAX 082-224-5646

四国経済産業局特許室

〒761-0301 高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2階

TEL 087-869-3790 FAX 087-869-3790

九州経済産業局特許室

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-6-23 博多駅前第2ビル2階

TEL 092-481-2468 FAX 092-481-2496

沖縄総合事務局特許室

〒900-0016 那覇市前島3-1-15 大同生命那覇ビル5階

TEL 098-867-3293 FAX 098-867-3286

■ 地域ブランドについてのお問い合わせ

農林水産省 <http://www.maff.go.jp/>

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL 03-3502-8111

総合食料局食品産業企画課(地域食品ブランドに関すること)

生産局種苗課(種苗法に関すること)

東北農政局生産経営流通部食品課

〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台第一合同庁舎

TEL 022-263-1111(代表) FAX 022-217-4180

関東農政局生産経営流通部食品課

〒330-9722 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館

TEL 048-600-0600 FAX 022-740-0081

北陸農政局生産経営流通部食品課

〒920-8566 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎

TEL 076-263-2161 FAX 076-232-5824

東海農政局生産経営流通部食品課

〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2

TEL 052-201-7271 FAX 052-219-2670

近畿農政局生産経営流通部食品課

〒602-8054 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子屋呂町

京都農林水産総合庁舎

TEL 075-451-9161 FAX 075-414-7345

中国四国農政局生産経営流通部食品課

〒700-8532 岡山市下石井1-4-1 岡山第二合同庁舎

TEL 086-224-4511 FAX 086-232-7225

九州農政局生産経営流通部食品課

〒860-8527 熊本市二の丸1-2 熊本合同庁舎

TEL 096-353-3561 FAX 096-324-1439

沖縄総合事務局食料流通課

〒900-0016 那覇市前島2-21-7

TEL 098-866-0031 FAX 098-863-9232

発行 平成19年3月

発行者 財団法人 食品産業センター

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル3F

TEL 03-3224-2361(代表) FAX 03-3224-2397

<http://www.shokusan.or.jp>

※このパンフレットは「ブランドにしよう地域食品 地域団体商標活用マニュアル第2版」をもとに作成しました。